

**関東信越税理士会
熊谷支部 1 月例会次第**

日時 令和 2 年 1 月 1 4 日 (火)
午前 9 時 3 0 分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------------|-------------------------|---|--------------|
| (1) 1 2 月 5 日 (木) | 研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 1 2 月 5 日 (木) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 1 2 月 5 日 (木) | 支部忘年会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4) 1 2 月 6 日 (金) | 税務支援対策部確定申告期無料納税相談日程表作成 | 於 | 支部事務局 |
| (5) 1 2 月 1 2 日 (木) | 熊谷支部ゴルフ会総会 | 於 | 安心院 |
| (6) 1 2 月 1 8 日 (水) | 熊谷法人会青年部との研修会 | 於 | 埼玉グランドホテル深谷 |
| (7) 1 月 5・6 日 | 亀村昌雄会員奥様 通夜・告別式 | 於 | メモリアル彩雲 |
| (8) 1 月 7 日 (火) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (9) 1 月 7 日 (火) | 熊谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (10) 1 月 8 日 (水) | 深谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 | 埼玉グランドホテル深谷 |
| (11) 1 月 1 0 日 (金) | 四者協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (12) 1 月 1 0 日 (金) | 意見交換会 | 於 | 熊谷ロイヤルホテルすずき |
| (13) 1 月 1 1 日 (土) | 行政書士熊谷支部新年賀詞交歓会 | 於 | マロウドイン熊谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 1 月 1 4 日 (火) 午前 9 時 3 0 分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 研修会
日時 1 月 1 4 日 (火) 午前 1 0 時 4 5 分～1 2 時 1 5 分
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) e-tax 研修会
日時 1 月 2 9 日 (水) 午後 1 時 3 0 分～午後 4 時 0 0 分
場所 埼玉工業大学 2 3 号館 情報基盤センター実習室 (2321 教室)
- (4) 熊谷青色申告会新春懇談会
日時 1 月 3 0 日 (木) 午後 6 時～
場所 マロウドイン熊谷 2 階 鶴
- (5) e-tax 研修会
日時 1 月 3 1 日 (金) 午後 1 時 3 0 分～午後 4 時 0 0 分
場所 埼玉工業大学 2 3 号館 情報基盤センター実習室 (2321 教室)
- (6) 正副支部長・署との協議会
日時 1 月 3 1 日 (金) 午後 4 時 0 0 分～
場所 熊谷税務署
- (7) 正副支部長・地域長会議
日時 1 月 3 1 日 (金) 午後 4 時 4 5 分～
場所 支部事務局
- (8) 宅地建物取引業協会新年賀詞交歓会
日時 2 月 4 日 (火) 午後 5 時 3 0 分～
場所 埼玉グランドホテル深谷
- (9) 支部理事会
日時 2 月 6 日 (木) 例会終了後
場所 ホテルガーデンパレス 例会会場
- (10) 富岡清講演会新春の集い
日時 3 月 8 日 (日) 午後 3 時 0 0 分～
場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

令和元年度15号及び19号の義援金についてのお礼

12月例会時に寄付金を募りましたところ、会員の皆様から57,000円の義援金が集まりました。
ご協力ありがとうございました。支部から1万円を追加して、67,000円を関東信越税理士会に寄付致しました。

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

《支部推薦》

熊谷市監査委員 三澤欣一会員

会員名簿訂正 誤 吉澤晴男→ 正 吉澤春男

郵便番号訂正 小島 広 〒360-0112

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

退会

高橋 鐵 (令和元年12月 3日 業務廃止)

岩井恒夫 (令和元年12月26日 業務廃止)

熊谷支部現在会員数 160名

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 令和2年2月 6日(木) 午前10時30分～

署との協議会・例会

*バス 午前10時10分

熊谷駅南口

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 2月 6日(木)午後13時00分～17時00分

内容 「令和元年度確定申告研修」

講師 熊谷税務署各担当官

単位 4単位

バス 熊谷駅南口より午後12時30分発

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます

* 今後の例会日日程を掲載しました。(令和2年1月14日現在)

3月例会	3月26日(木)	午後4時00分～
4月例会	4月 6日(月)	午前9時30分～
5月例会	5月11日(月)	午前9時30分～

予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

埼税協熊谷地域 1 月例会

令和 2 年 1 月 14 日 (火)

<会務報告>

令和 1 年 12 月 10 日 (金) 常務理事会・地域長会
15:30 清水園
*提携企業について
*提携企業との懇親会運営について
*中間事業報告について

令和 1 年 12 月 10 日 (金) 提携企業との懇親会
16:30 清水園

令和 1 年 12 月 16 日 (月) 積水ハウスグループとの協議会
15:30 清水園
*購買事業推進について

<会務予定>

令和 2 年 1 月 16 日 (木) 常務理事会・地域長会
13:00 清水園
*優 You プランについて
*その他

令和 2 年 2 月 5 日 (水) 生保優績営業職員感謝の集い
11:00 ホテルニューオータニ

<提携企業インフォメーション>

朝日生命 ・ エヌエヌ生命 ・ FPG

令和2年1月14日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支 部 長 寺 山 智 久
副 支 部 長 福 島 泰 彦
地 域 長 清 水 茂 昭
研 修 部 長 中 村 武 司

税理士会36時間規定研修

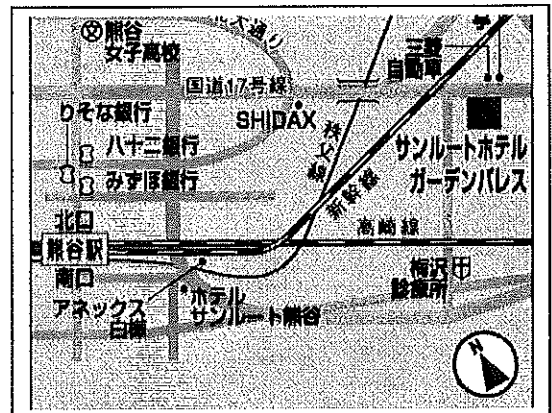
令和元年度例会時熊谷支部確定申告研修会

拝啓 毎日厳しい寒さが続いておりますが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて毎年恒例となりました熊谷支部確定申告研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。 敬具

記

日時 令和2年 2月 6日 (木) 午後13時00分～17時00分
受付 午後12時30分より
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「令和元年度確定申告研修」
講師 熊谷税務署各担当官
所得税 消費税
資産税 管理運営
対象 税理士会会員及び職員
費用 資料代 会員は無料
職員は1,000円/1人
単位 4単位
バス 熊谷駅南口 12時30分発



★資料準備の為、1月24日(金)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和2年2月6日の確定申告研修会出席人数

会員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名

税理士事務所における無料税務相談日程表 令和2年2月

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
中央地区		清水 武	2月10日	曾根邦夫	2月 3日
岡本祐一	2月 4日	清水茂昭	10日	瀧山英太	10日
木島重雄	3日	鈴木 昇	12日	染谷英美子	5日
曾根和也	5日	高橋泰三	4日	高橋幸一	7日
納見 宏	7日	高橋勤二	4日	竹村宗一	10日
西田政隆	10日	武田 司	3日	富田秀昭	12日
橋本直樹	12日	田代充雄	4日	橋本 博	13日
本塚雄一郎	13日	富井晴夫	5日	長谷部信行	14日
渡辺 実	14日	能見孟俊	7日	長谷部好一	14日
渡辺 保	3日	橋本久夫	10日	福島泰彦	7日
渡辺雅江	3日	増田亮吉	7日	堀野富士夫	10日
		松本一良	13日	武藤伸悟	12日
		村田克也	7日		
		山崎浩成	14日		
		陸名久好	13日	南部地区	
		渡邊慶二	5日	伊東修二	2月 3日
				内田拓志	4日
				大久保秀彦	5日
				大山 進	7日
				大山 亨	7日
東部地区				岡田 正	10日
天笠裕司	2月 3日			金井千尋	12日
飯島賢二	5日			川田 茂	14日
石井喜浩	5日	西部地区		木村和吉	13日
伊藤寿子	7日	足立憲夫	2月 3日	栗林昭人	10日
市原忠男	10日	石澤利一	4日	小島 広	4日
岩井恒夫	13日	大谷廣安	5日	林 法政	5日
小野博行	12日	大谷宏一	5日	林 正浩	5日
加藤一郎	7日	小野澤克則	7日	原 靖	12日
桃沢邦夫	14日	柿沼和歌枝	10日	蛭川俊也	10日
小島久幸	3日	小島周二	12日	蛭川高鋭	10日
櫻澤 敦	4日	清水一宏	13日	藤野佳子	12日
嶋田洋一	5日	柴崎 健	14日	水野敦史	13日

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
森 いづみ	2月 3日	森田正男	2月 5日	寺山智久	2月 5日
森戸 裕	1 4日	山川宏之	1 2日	富岡宏之	7日
安原宣彦	4日	油井豊仁	7日	中澤仁之	4日
吉澤春男	5日	吉田嘉高	1 4日	中野敦夫	1 2日
吉田福一	7日	吉田貴之	1 4日	中村文男	1 3日
龍前篤司	1 0日			中村敏行	1 4日
				西尾裕之	3日
北部地区				根岸文男	1 0日
秋池正江	2月 1 2日			灰野耕二	5日
姉崎正一	1 3日			萩原 篤	1 0日
井田幸子	1 4日			濱野高志	5日
大島孝夫	3日			福島 昭	1 2日
金谷初雄	4日			福島繁夫	1 2日
亀村昌雄	5日			本田 章	1 0日
神田福男	7日	深谷地区		前山信一	1 3日
木本英男	1 0日	相原信夫	2月 3日	横村义彦	1 4日
小林拓人	5日	新井 進	4日		
櫻井富美子	1 4日	石坂哲也	5日		
鈴木雄一	3日	内田守一	7日		
須永栄子	1 2日	大久保匡志	1 0日		
戸井田 浩	4日	萩野正博	1 2日		
戸井田利夫	5日	萩原利彦	1 3日	大里地区	
中村武司	7日	笠原行男	1 4日	新井政雄	2月 3日
萩原直幸	5日	金子良光	3日	磯部庄三	1 3日
橋本泰久	1 0日	神山隆夫	5日	兼子重雄	5日
藤井一雄	3日	木藤久丹江	4日	相馬広明	7日
堀越雄司	4日	黒須克仁	1 0日	中澤一雄	1 0日
前嶋修身	7日	小暮隆史	1 2日	橋本則彦	1 2日
前島義邦	1 3日	小林幹夫	1 3日	小林喜一郎	1 3日
前島義徳	1 3日	高岡 洋	1 4日	小林賢一郎	1 3日
増田俊樹	5日	武田 哲	7日	南 絹代	1 4日
三澤欣一	1 0日	武田匡哉	7日	山本文子	4日
峯岸克俊	3日	土屋政信	3日	吉橋 徹	1 4日
森嶋秀人	4日	角田房司	4日	吉橋理沙	1 4日

☐ 特定個人情報の取扱いに関する同意書

☐ (兼利用者識別番号の利用同意書)

※ 該当する事項の□にチェック「✓」の上、税務書類名の記載及び署名・押印をお願いします。

関東信越税理士会熊谷支部

従事税理士

殿

《e-Taxで提出する方》

☐ 私は、電子情報処理組織を利用して下記の税務書類の作成を上記支部の従事税理士に依頼するに当たり、私の利用者識別番号を従事税理士に通知するとともに、従事税理士が当該利用者識別番号を使用して当該税務書類を送信することに同意します。

➤ 利用者識別番号 _____

☐ 私は、上記の手續に当たり、従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

《書面で提出する方》

☐ 私は、下記の税務書類の作成のための相談等に際し、上記支部の従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

関東信越税理士会熊谷支部

従事税理士

殿

《書面で提出する方》

☐ 私は、私の特定個人情報を含む下記の税務書類の 税務署への提出について、上記支部の従事税理士に一任することに同意します。

記

☐ 令和 年分所得税及び復興特別所得税確定申告書

☐ 令和 年分消費税及び地方消費税確定申告書

☐

令和 2 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

(裏面をご確認ください。)

※1 関東信越税理士会熊谷支部従事税理士は、業務上知り得た特定個人情報につき、秘密保持の義務を負うものとします。

※2 関東信越税理士会熊谷支部従事税理士は、本業務において取り扱う特定個人情報につき、関係法令等を遵守し適切に取り扱います。

国税庁新着情報（質疑応答事例）について（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の内容につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 国税庁「質疑応答事例を更新しました」

国税庁ホームページにおいて、質疑応答事例の更新がなされました。

質疑応答事例では、国税当局において納税者の皆様からの照会に対して回答した事例等のうち、他の納税者の方々の参考となるものを掲載しています。

下記の URL より接続いただき「キーワード検索」から検索又は各種税目を選択することで回答事例等の確認が行なえますのでご利用ください。

● 国税庁「質疑応答事例」

→ <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/01.htm>

令和元年12月16日

広報部長 板垣 弘一

令和元年 12 月 9 日

税理士等に対する懲戒処分の現状等について

1 懲戒処分等件数

(単位：件)

会計年度	26	27	28	29	30
処分等件数	59	41	39	38	51
禁止	13	5	11	7	9
停止	46	36	28	31	42
戒告	0	0	0	0	0

(注) 計数は国税庁 HP から引用。

2 処分の内訳

○ 国税庁 HP に掲載されている懲戒処分 57 件 (R1.6.28 現在) の根拠条文別件数

懲戒処分の根拠条文	件数
税理士法 45 条	28 件
税理士法 46 条	(注 1) 38 件
税理士法 48 条の 20	0 件

(注 1) 38 件の内、9 件は 45 条と重複して適用された件数です。

3 上記 2 の具体的な税理士法違反行為

(単位：件、%)

根拠条文		違法行為内容	件数	構成比
法 45	一 項	故意による不真正税務書類の作成	28	34.1
	二 項	過失による不真正税務書類の作成	0	—
法 46	法 37	自己脱税	9	11.0
		多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ	10	12.2
		業務停止処分違反	2	2.4
		業務懈怠	1	1.2
		その他反職業倫理的行為	1	1.2
	法 37-2	非税理士（ニセ税理士）に対する名義貸し	9	11.0
	法 41	帳簿書類の作成義務違反	17	20.7
	非公表	—	5	6.1
			82	100.0

4 懲戒処分の考え方

5 演習問題 (税理士法認識度チェック)

解答は全て × です。

【税理士法】(抜粋)

第 4 2 条 (業務の制限)

国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となったものは、離職後一年間は、その離職前一年内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。

第 4 4 条 (懲戒の種類)

税理士に対する懲戒処分は、次の 3 種とする。

- 一 戒告
- 二 二年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

第 4 5 条 (脱税相談等をした場合の懲戒)

財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第 3 6 条 (脱税相談等の禁止) の規定に違反する行為をしたときは、2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

- 2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は 2 年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

第 4 6 条 (一般の懲戒)

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第 3 3 条の 2 (書面に添付) 第一項若しくは第二項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第 4 4 条 (懲戒の種類) に規定する懲戒処分をすることができる。

第 4 8 条の 1 2 (社員の常駐)

税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければならない。

第 4 8 条の 2 0 (違法行為等についての処分)

財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは 2 年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

- 2 第 4 7 条 (懲戒の手續等) 及び第 4 8 条 (懲戒処分の公告 (官報への公告)) の規定は、前項の処分について準用する。
- 3 第一項の規定による処分の手續に付された税理士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手續が終了するまで、なお存続するものとみなす。
- 4 第一項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第 4 5 条 (脱税相談等をした場合の懲戒) 又は第 4 6 条 (一般の懲戒) に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

○ 税理士等に課されている主な義務規定

(税務代理の権限の明示) 第30条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。
(税理士証票の提示) 第32条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。
(署名押印の義務) 第33条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名押印しなければならない。 一省略 2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名押印しなければならない。 3～5 一省略
(脱税相談等の禁止) 第36条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。
(信用失墜行為の禁止) 第37条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。
(非税理士に対する名義貸しの禁止) 【平成27年4月1日施行】 第37条の2 税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。
(秘密を守る義務) 第38条 税理士は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。
(会則を守る義務) 第39条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。
(研修) 第39条の2 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。
(事務所の設置) 第40条 税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。 3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。
(帳簿作成の義務) 第41条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。 2～3 一省略
(使用人等に対する監督義務) 第41条の2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。
(助言義務) 第41条の3 税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

○ 税理士・税理士法人に対する懲戒処分の考え方（財務省告示第 104 号）

対象行為		判断要素	量定の範囲（法規定）
第 45 条 （脱税相談等をした場合 の懲戒）	第 1 項（故意）	不正所得金額等	6 月以上 2 年以内の停止 又は禁止
	第 2 項（過失）	申告漏れ所得金額等	戒告又は 2 年以内の停止
第 46 条 （一般の 懲戒）	第 33 条の 2（書面の虚偽記載）	虚偽記載の件数、程度	戒告又は 1 年以内の停止
	第 37 条 （信用失墜行 為の禁止）	自己脱税（重加）	2 年以内の停止又は禁止
		多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（過少）	戒告又は 2 年以内の停止
		調査妨害	2 年以内の停止又は禁止
		税理士業務を停止されている税理士への名義貸し	2 年以内の停止又は禁止
		業務け怠	戒告又は 1 年以内の停止
		税理士会の会費の滞納	戒告
		その他反職業倫理的行為	戒告、2 年以内の停止 又は禁止
	第 37 条の 2 （非税理士に対する名義貸しの禁止）	貸人数、作成件数、 期間、対価	2 年以内の停止又は禁止
	第 38 条 （秘密を守る義務）		2 年以内の停止又は禁止
	第 41 条 （帳簿作成の義務）	—	戒告
	第 41 条の 2 （使用人等に対する監督義務）	—	戒告又は 1 年以内の停止
	第 42 条 （業務の制限）	税務代理件数、作成 件数、相談件数	2 年以内の停止又は禁止
	税理士業務の停止処分に違反して税理士業務を行ったとき	—	禁止
	その他	—	戒告、2 年以内の停止 又は禁止

(参考)

税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人等である税理士等に対する懲戒処分

- 1 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者（自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除く。以下「使用人等」という。）が不正行為を行った場合における、使用人等である税理士又は使用人等である税理士法人の社員税理士（以下「使用者税理士等」という。）に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたときは、当該使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

- (2) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったときは、内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

なお、上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、当該使用者税理士等が法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分をする。

- 2 税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたときは、当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

- (2) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったときは、当該税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

税理士法認識度チェック

○ 下記について、税理士法上問題があるかどうか考えてみましょう。(「○」か「×」で解答してください。)

	問 題	解 答
1	税理士は、顧客の申告書に署名押印していれば、その顧客の税務調査の立会い(税務代理)を行うことができる。	
2	税理士等は、会員証(バッジ)を着用していれば、税務官公署の職員と面接するときに、税理士証票の提示を省略できる。	
3	税理士が、税務書類を作成した時の「署名押印」は、自署だけでなく、ゴム印やコンピュータによる印字でもかまわない。	
4	税理士が、法人の代表者から、「できるだけ税金を払いたくない」と相談をうけたことから、架空の人件費を計上するよう指示したが、代表者はそれを計上せず脱税をしなかったので、脱税相談等の禁止には該当しない。	
5	遠隔地の顧客の利便性から、使用人が常駐していれば分室や出張所を設けることができる。	
6	税理士事務所の使用人が税理士に無断で関与先の不正計算(脱税相談等)を行った場合、税理士自身についてはその事実を知りえない状況であるため、懲戒処分を受けることはない。	
7	税理士資格のない者が作成した申告書であっても、税理士が申告書の内容を確認した上で署名押印していれば、「名義貸し」には該当しない。	
8	税理士資格のない者が、法人税申告書に添付する損益計算書や貸借対照表などの財務書類や所得税確定申告書に添付する青色決算書を作成しても、税理士法違反にはならない。 ×/○/△/×	
9	税理士法人の主たる事務所(本店)に、社員(税理士)が常駐していれば、従たる事務所(支店)に、社員(税理士)が常駐しなくてもかまわない。	
10	税理士業務に関して備えている帳簿には、税務相談のうち事実関係が複雑なものや後日トラブル等の懸念のある相談のみを記録しておけばよい。	
11	法人税の確定申告に当たり、同社の代表者から適正な会計処理をすると多額の所得や納税額が発生してしまうので架空の経費を計上している旨の話があったが、納税者の申し出でのままの金額で申告書を作成した。	
12	平成30年7月にA税務署の法人課税部門上席国税調査官としての勤務を最後に退職し税理士を開業したところ、平成29年10月に税務調査を担当したA税務署管内のX社に関与を依頼され、平成31年3月期の申告書を作成した。	
13	自己の所得税の確定申告に当たり、税理士報酬の一部を簿外の自己名義の預金口座に振り込ませて、当該金額を収入金額に計上することなく申告書を作成した。	

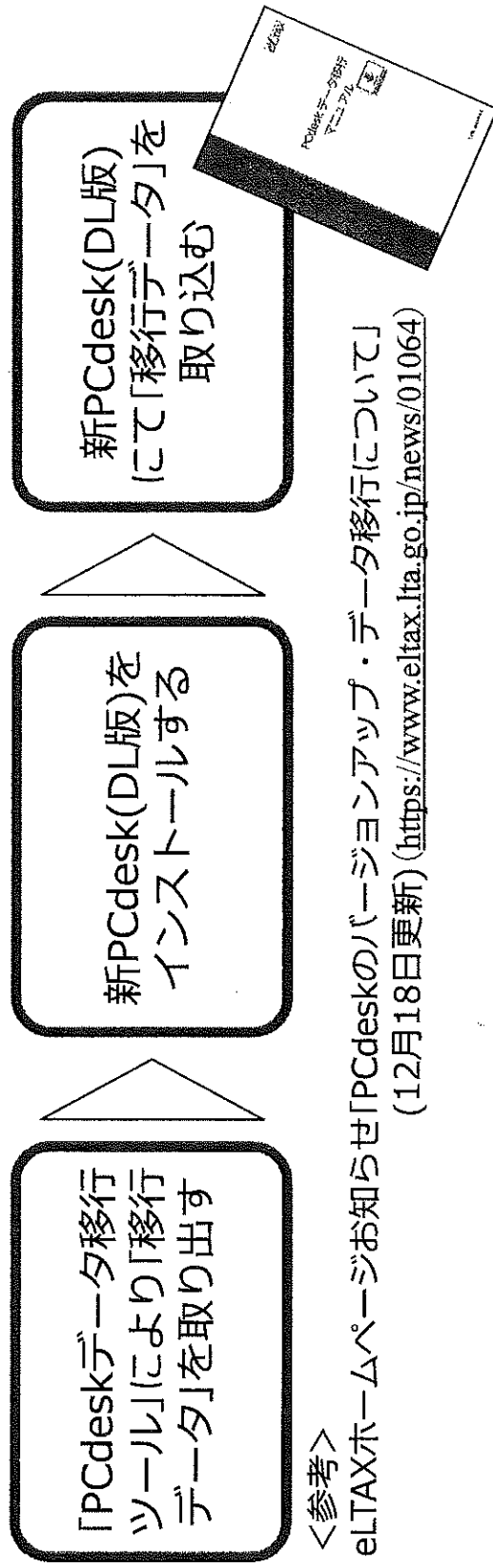
施策	実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施						
取組内容	税理士業務の適正な運営を確保するため次のとおり取り組み、国民の信頼に応える税理士制度とします。						
	1. 税理士会等の綱紀監察をテーマとした協議会等の開催 税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催するほか、様々な機会を活用して税理士等による税理士法違反行為の未然防止に関する注意喚起を行います。 ○参考指標1「税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数」[新]						
	2. 税理士等に対する的確な調査等の実施 税理士法違反行為に関する情報収集の充実に努めるとともに、税理士事務所等に臨場して、税理士法等に基づく業務の調査や実態確認（以下、「税理士調査等」といいます。）を的確に実施し、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対しては、懲戒処分等を行います。 また、税理士でないにも関わらず申告書の作成などの税理士業務を行っている者（以下、「にせ税理士」といいます。）については、業務の停止を指導するとともに、必要に応じて捜査当局と連携を図り、的確に対応します。						
定量的な測定指標							
【主要】 実3-2-A-1：税理士専門官による指導監督等事務の割合 [新] (単位：％)		事務年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度目標値
		目標値					60
		実績値				N. A.	
(出所) 長官官房税理士監理室調							
(注1) 「指導監督等事務」とは、①税理士等に対する調査（税理士法違反行為があると認められる場合に懲戒処分等を視野に入れて証拠資料の収集等を行う事務）や実態確認（税理士法違反行為が明らかでない場合などに業務の執行状況等の実態を確認する事務）のほか、②税理士法第52条違反行為の確認（にせ税理士であると想定される者等に対して業務の実態を確認する事務）などの事務をいいます。							
(注2) 平成30年度の実績値は、令和元年8月末までにデータが確定するため、平成30事務年度実績評価書（施策：実3-2「税理士等に対する指導監督の的確な実施」における参考指標3）に掲載予定です。							
(目標値の設定の根拠)							
収集した税理士法違反行為に関する情報に基づき、税理士調査等を実施するなど、税理士等に対する指導監督や「にせ税理士」に対する的確な対応を行うことは、税理士業務の適正な運営を確保するために重要であることから目標として設定しています。目標値は、前年度の取組状況等を踏まえ、60%に設定しました。							
○参考指標2「税理士等に対する懲戒処分等件数」							
○参考指標3「税理士法に基づく税理士等に対する調査等件数」							



eLTAXにて給与支払報告書を提出される皆さまへ

◇PCdeskを使って提出される方

: eLTAXは2019年9月にシステム更改しており、それに伴ってPCdeskもリニューアルしています。PCdeskを使って給与支払報告書を提出される際には以下の事前準備をお願いします。



＜参考＞

eLTAXホームページお知らせ「PCdeskのバージョンアップ・データ移行について」
(12月18日更新) (<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01064>)

◇税務・会計ソフトを使って提出される方

: ご利用の税務・会計ソフトを最新版にバージョンアップし、事前の設定等をお願いします。

提出期限 (2020年1月末) はeLTAXへのアクセスが集中することが予想されます。

事前準備と早期提出にご協力ください。

日時 令和2年1月14日(火)
9時30分～
場所 杉木ガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) 令和2年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について
(管理運営部門)

別添1「令和2年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金
の割合について」参照

令和2年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合が、別添1「令和2年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」のとおり確定いたしましたので、ご連絡いたします。

なお、この割合は、令和2年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用されます。

(2) ダイレクト納付の利用拡大に向けたお願い (管理運営部門)

別添2「ダイレクト納付ご利用のお勧め」参照

別添3「ダイレクト納付をご利用ください」参照

ダイレクト納付開始届出書を提出済み法人のうち、直近1年間の納税でダイレクト納付を利用していない法人に対しまして、別添2「ダイレクト納付ご利用のお勧め」及び別添3「ダイレクト納付をご利用ください」を送付し、ダイレクト納付の利用勧奨を実施する予定です。

関与先からお尋ねがあった際には、税理士によるダイレクト納付の代理送信もご検討の上、納税者に対して利用を働き掛けていただきますようお願いいたします。

(3) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出について (管理運営部門・個人課税部門)

別添4「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出

(受付)名簿」参照

別添5「令和元年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出

(受付)名簿」参照

税務署窓口における書類提出時の窓口提出表の作成につきましては、日ごろからご協力いただきありがとうございます。

令和2年1月以降(～3月31日)にご提出いただく所得税及び復興特別所得税の確定申告書等につきましては、通常期の窓口提出表に代えて、別添4「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出(受付)名簿」、又は、別添5「令和元年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿」を作成いただきますようお願いいたします(名簿の様式につきましては、エクセルファイル等で作成いただいても構いません)。

書面申告書等のほか、e-Tax添付書類の提出の際にも、同提出(受付)名簿を作成の上ご提出いただきますようお願いいたします。

なお、e-Taxを利用して提出する申告書等については、源泉徴収票のほか第三者作成書類の添付が不要となっていることから、別添「第三者作成書類添付省略等の取扱い」を参照の上、「添付書類等の提出」が「不要」及び「省略可」とされている書類については提出する必要がありません。先生方におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、「不要」及び「省略可」とされている書類の提出は差し控えていただきますようよろしくお願いいたします。

また、e-Tax添付書類をご提出いただく場合には、還付処理等を速やかに進めるためにも、申告書データの送信後速やかに提出していただくようお願いします。

おって、申告書等の提出時期につきましては、期限間近になりますと大変込み合いますので、確定申告書の早期提出及び確定申告データの早期送信についてご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

※ 法人に係る申告書、届出書等については従来の窓口提出表の作成をお願いいたします。

(4) 自宅等からのe-Taxの推進について

(個人課税部門)

別添6「パソコン スマホから確定申告」参照

別添7「スマホでらくらく確定申告」参照

確定申告期間中は申告相談会場が非常に混雑することから、熊谷税務署では本年も納税者の方々の自宅等からのe-Taxの推進に取り組んでおります。

昨年11月下旬から税務署幹部が大口源泉徴収義務者の方々に直接伺って、従業員の方に対し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書をご自宅で作成し、e-Tax等により税務署へ提出していただくよう協力依頼を行って参りました。

関与先の方々から従業員の皆様の確定申告の相談を受けた際には、ご自宅のパソコンやスマホから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書を作成し、e-Tax等により税務署へ提出していただくようご指導願います。

(5) 確定申告期の税務支援について

(個人課税部門)

イ 協議派遣事業におけるe-Tax（代理送信）の推進について

令和元年分確定申告期において、税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣による申告相談会では、先生方の代理送信によるe-Taxの積極的なご利用をお願いいたします。代理送信によるe-Taxが徹底されるよう青色申告会等と協議を重ね、国税庁HP確定申告書等作成コーナーなどを利用して申告書を作成することで一定の理解を得ることとなりました。先生方におかれましても、相談会場においては国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用した申告書の作成等についてご理解とご協力をお願いします。

なお、従事される先生方におかれましては、派遣先青申会等とよく事前に打合せをしていただき、協議派遣における代理送信による申告が推進されるようご協力をお願いします。

ロ 無料申告相談の日程等について

実施期間：令和2年2月17日（月）から3月10日（火）

実施場所：キララ上柴「ハナミズキ」

実施期間：令和2年3月23日（月）から3月25日（水）

実施場所：熊谷税務署申告相談会場

令和元年分確定申告期の無料申告相談を、本年度も記載の日程等で実施予定となっております。熊谷支部から従事していただく先生方に関して連絡をいただいております。確定申告期間中のご多忙の中、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

なお、相談会場での運営要領につきましては担当役員の先生と協議を進めており、近日中に従事される先生方にお配りする予定であります。

(6) シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組について (個人課税部門)

別添8「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要」参照

ICT化の一層の進展に伴い、シェアリングエコノミーをはじめ、インターネットを活用した新たな分野の経済活動が広がりを見せております。

国税当局としては、そうした経済活動を行っている納税者の自発的な納税義務の履行を促す取組や適正な課税の確保に向けた取組を重点的に推進していくこととしております。

具体的には、お手元の資料「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要」に記載しているとおりとなります。

なお、資料の下段中心部分・黄色枠囲みの「行政指導の実施」をご覧ください。

インターネット取引を行っている事業者については、これまでは実地調査を中心に取り組んできたところですが、今後は、文書による行政指導も併せて実施していくこととしております。

なお、インターネット取引事業者に対する文書による行政指導は全国的な取組であり、当署においても、令和2年1月中旬にお尋ね文書の発送による行政指導を実施する予定です。

つきましては、あまり考えられないかと思いますが、先生方の関与先に照会文書の送付があった場合には、文書の内容に応じ対応いただきますようお願いいたします。

また、照会文書の送付を受けた納税者から相談を受ける場合も考えられますが、その場合は適切な申告指導等に配慮いただくようお願いいたします。

(7) 令和元年台風第19号に伴う相続税・贈与税の財産評価及び申告期限の延長について (資産課税部門)

別添9『「令和元年台風第19号」により被災された納税者の相続税及び贈与税に係る申告・納付等の期限の延長について』

別添10「令和元年台風第19号により被害を受けられた方へ
(相続税・贈与税に係る財産評価の概要)」

令和元年台風第19号については、特定非常災害に指定されました。

このため、一部の方の相続税及び贈与税については、財産の評価方法及び申告期限の特例的な取扱いがあります。

〔参考情報〕

※「特定非常災害」とは

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被災者の行政上の権利利益に係る満了日の延長等の措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合に指定されたものをいいます(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項)。

令和元年台風第19号による災害は、令和元年政令第129号により、特定非常災害発生日を令和元年10月10日として、特定非常災害に指定されています。

- 1 特定非常災害発生日前(令和元年10月9日以前)に取得した特定地域内にある土地等及び株式等の評価については、①相続税の場合は、平成30年12月10日～令和元年10月9日の間に相続等により取得したものが、租税特別措置法第69条の6《特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例》、②贈与税の場合は、平成31年1月1日～令和元年10月9日の間に贈与により取得したものが、同法第69条の7《特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例》の規定により、その取得の時の時価によらず、「特定非常災害の発生直後の価額」にすることができます。

具体的には、特定土地等については、国税庁ホームページで公開されます「調整率」を、令和元年分の路線価又は評価倍率に乗じて算定することとなります。

- 2 上記1に該当し、特例の適用を受けることができる場合、租税特別措置法第69条の8（相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例）の規定により、申告期限が、令和2年8月11日（注）まで延長されます。

〔参考情報〕

注) 国税通則法第11条の規定に基づき申告期限が延長された方は、上記の日（令和2年8月11日）とその延長された期限のいずれか遅い日が申告期限となります。

なお、相続税については、相続人等のうちに租税特別措置法第69条の6の特例の適用を受けることができる方がいる場合には、その相続人等の全員の相続税の申告期限が延長されます。

調整率適用に係る特定地域は、被災者生活再建支援法の適用地域となりますが、この地域は内閣府のホームページで確認できます。チラシに記載の地域は令和元年11月21日現在の地域となっておりますので、ご留意願います。

① 特定地域内の土地等には「調整率」が適用できること、②申告期限が延長されていること、③延長された申告期限までは訂正の申告ができること、④延長された申告期限経過後は更正の請求ができることとなりますので、よろしくお願いいたします。

〔留意事項〕

減額となるか否かの検討

- ・令和元年中の相続税・贈与税は、調整率が1.0未満の場合には減額となります。
- ・平成30年12月10日から平成30年12月末までの相続分については、次の①と②の比較検討が必要な場合があります。

① 平成30年分の路線価又は評価倍率で計算した評価額

② 令和元年分の路線価又は評価倍率に調整率を乗じて計算した評価額

- 3 特定非常災害発生日以後である、令和元年10月10日から令和元年12月31日までに、相続等・贈与により取得したものは、相続税法第22条により「財産の取得の時における時価」によりますが、法令解釈通達により、「特定非常災害の発生直後の価額」と同様に、「調整率」を令和元年分の路線価又は評価倍率に乗じて算定することができます。

〔参考情報〕

法令解釈通達：平成29年4月12日付課評2-10「特定非常災害発生日以後に相続等により取得した財産の評価について」

※申告期限の延長はチラシ記載のとおりで、調整率を用いた計算は、チラシ記載の期間に加え、12月31日までの期間が可能

- ① 相続税の場合は、平成30年12月10日～令和元年12月31日の間
- ② 贈与税の場合は、平成31年1月1日～令和元年12月31日の一年間

4 相続税・贈与税の申告期限の延長は、特定地域内の特定土地等又は特定株式等を、一定期間内に取得された方となりますので、その期間内に特定土地等を相続等・贈与により取得されていない方、特に贈与税で、現金や住宅取得資金のみの贈与を受けられた方については、通常どおり、贈与税の申告期限は令和2年3月16日となりますので、期限後申告とならないよう、よろしくお願いします。

(8) 贈与税 e-Tax の積極的利用について (資産課税部門)
別添11「贈与税の申告も e-Tax で代理送信!!」参照

贈与税の e-Tax の利用につきましては、平成30年分の確定申告においても更に拡大されるなど、税理士会の皆様のご理解とご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。引き続き、贈与税の e-Tax の積極的な利用について、ご協力いただきますようお願いいたします。

(9) 誤りやすい事例について (資産課税部門)

会計検査院による実地検査の際等に次に掲げる事項の指摘を受けています。

【指摘事項】

- ① 住宅借入金等特別控除関係
 - ・住宅借入金等特別控除と居住用財産の譲渡所得に係る課税の特例の重複適用
 - ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税の適用者が住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合における、家屋等の取得対価の額からの非課税適用金額の控除漏れ
- ② 相続税関係
 - ・相続税額の2割加算の適用漏れ
 - ・小規模宅地の特例の適用誤り
 - ・土地及び取引相場のない株式の評価誤り
- ③ 贈与税関係
 - ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税に関する合計所得金額要件の確認漏れ
 - ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税に関する家屋の床面積要件の確認漏れ
- ④ 譲渡所得関係
 - ・措置法第39条の特例の適用誤り（代償分割に係る調整計算漏れ等）
 - ・措置法第31条の2と第33条の4の特例の重複適用

- (10) 「法人設立ワンストップサービス」の運用開始について (法人課税部門)
別添 12 「事務手続きのデジタル化」(法人の皆様向け) 参照

イ サービス開始時期

令和 2 年 1 月 20 日 (月)

ロ 利用可能対象者

株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を設立した法人代表者

ハ 利用可能手続

国税・地方税に関する設立届出、雇用に関する届出などの法人設立時に必要な行政手続きで、国税関係手続は次の 15 手続が対象となります。

項番	税目	手続名
1	法人税	法人設立届出
2	法人税	申告期限の延長の特例の申請
3	法人税	青色申告の承認申請
4	法人税	事前確定届出給与に関する届出
5	法人税	棚卸資産の評価方法の届出
6	法人税	有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出
7	法人税	減価償却資産の償却方法の届出
8	消費税	消費税課税事業者選択届出
9	消費税	消費税の新設法人に該当する旨の届出
10	消費税	消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出
11	消費税	消費税課税期間特例選択・変更届出
12	消費税	消費税簡易課税制度選択届出
13	源泉所得税	給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出
14	源泉所得税	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請
15	—	電子申告・納税等開始届出

マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化は、これまで法人を設立する際に行政機関ごとに個別に行う必要があった各種手続について、マイナポータルを利用して一度で行うことを可能とするものです。

参考としまして、『「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況～スマート税務行政の実現に向けて～』から 9 ページを抜粋し、別添 12 「税務手続のデジタル化 (法人の皆様向け)」として、添付させていただきました。

左下の図がイメージ図となります。

詳細については、リーフレット等届き次第ご案内させていただきます。

また、別添資料全文は、庁HPの下記に掲載されていますので参考になさってください。

掲載場所：庁HP⇒お知らせ⇒トピックス一覧⇒平成 29 事務年度⇒「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況を掲載しました。

(11) 源泉所得税の納付について（法人課税部門）

12 月中に納付遅延や納税告知があった徴収義務者を中心に、「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」を送付したところですが、1 月には毎月納付に加え、納期特例の納付期限も近づいていますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

また、2 月末には納付が確認できなかった徴収義務者の方々に「未納のはがき」を送付する予定ですので、重ねてご指導よろしくお願いいたします。

添付書類

- 1 「令和 2 年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」
- 2 「ダイレクト納付ご利用のお勧め」
- 3 「ダイレクト納付をご利用ください」
- 4 「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出(受付)名簿」
- 5 「令和元年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿」
- 6 「パソコン スマホから確定申告」
- 7 「スマホでらくらく確定申告」
- 8 「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要」
- 9 『「令和元年台風第 19 号」により被災された納税者の相続税及び贈与税に係る申告・納付等の期限の延長について』
- 10 「令和元年台風第 19 号により被害を受けられた方へ
(相続税・贈与税に係る財産評価の概要)」
- 11 「贈与税の申告も e-Tax で代理送信！！」
- 12 「税務手続のデジタル化（法人の皆様向け）」

5 県税事務所からの連絡事項

○個人事業税に関する照会文書について

別添「個人事業税に関する照会文書の送付について」参照

令和元年分所得について、個人事業税額の算定に必要がありますので、照会文書を送送します。ご協力をお願いいたします。

不動産の賃貸状況については、貸付物件の種類、件数などを「令和元年分賃貸状況明細書」にご記入ください。

医業等については、非課税所得の認定に必要となりますので、「令和元年分社会保険診療等に係る収入金額の明細書」にご記入ください。

発送は 2 月 3 日(月)、回答は 3 月 31 日(火)となります。

令和 2 年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について

1 延滞税

区分	令和 2 年 1 月 1 日～
年 7. 3 % 部分	年 2. 6 %
年 1 4. 6 % 部分	年 8. 9 %

2 利子税

区分	令和 2 年 1 月 1 日～
利子税（以下を除く）	年 1. 6 %
相続税・贈与税の延納利子税	別紙のとおり
相続税・贈与税の 納税猶予に係る 利子税（注）	年 6. 6 % 部分 年 1. 4 %
	年 3. 6 % 部分 年 0. 7 %

（注）農地等の納税猶予、非上場株式の納税猶予、山林の納税猶予及び医療法人の持分についての納税猶予に係る利子税をいう。

3 還付加算金

区分	令和 2 年 1 月 1 日～
還付加算金	年 1. 6 %

令和 2 年中に開始する分納期間に適用される延納利子税の特例割合

区 分			延納期間 (最高)	延納利子税割合 (年割合)	特例割合
相 続 税	不動産等の割合が75%以上の 場合	①動産等に係る延納相続税額	10年	5.4%	1.1%
		②不動産等に係る延納相続税額 (③を除く)	20年	3.6%	0.7%
		③森林計画立木の割合が20%以上の場合 の森林計画立木に係る延納相続税額	20年	1.2%	0.2%
	不動産等の割合が50%以上 75%未満の場合	④動産等に係る延納相続税額	10年	5.4%	1.1%
		⑤不動産等に係る延納相続税額 (⑥を除く)	15年	3.6%	0.7%
		⑥森林計画立木の割合が20%以上の場合 の森林計画立木に係る延納相続税額	20年	1.2%	0.2%
	不動産等の割合が50%未満 の場合	⑦一般の延納相続税額 (⑧、⑨及び⑩を除く)	5年	6.0%	1.3%
		⑧立木の割合が30%を超える場合の立 木に係る延納相続税額 (⑩を除く)	5年	4.8%	1.0%
		⑨特別緑地保全地区等内の土地に係る 延納相続税額	5年	4.2%	0.9%
		⑩森林計画立木の割合が20%以上の場合 の森林計画立木に係る延納相続税額	5年	1.2%	0.2%
贈 与 税		延納贈与税	5年	6.6%	1.4%

延納利子税の特例割合表

例) H13.05.01以降に延納期間が開始する下記の2の延納利子
税率は2.0%です。
適用する利子税率は分納期間が開始する日で判断する。

[illegible]

②※ 基準額引き等について
平成19年～平成25年までは日本銀行が定める基準額引き、平成26年以降は財務大臣が告示する額となる。

※② 平成26年1月1日を含む分納期間における経過措置については、平成25年12月31日以前に開始した分納期間で、当該分納期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、改正25年12月の特別償還率を適用して延納利息税を計算し、平成25年12月31日以前の期間は、改正法施行前の特別基準割合(4.3%)に対応した割合により、改正法施行後の特別償還率を適用して延納利息税を計算する。

延滞税等特例割合表

		特例割合 適用開始																	
		H11.11.30	H12.11.30	H13.11.30	～	H17.11.30	H18.11.30	H19.11.30	H20.11.30	H21.11.30	H22.11.30	H23.11.30	H24.11.30	H25.12.12	H26.12.12	H28.12.12	H29.12.12	H30.12.12	R1.12.12
還付加算金、延滞税および利子税の割合	判定基準日																		
	基準割引率等 ※①	0.5	0.5	0.1		0.1	0.4	0.75	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6
	H11.12.31 以前	H12.11 以降一年間	H13.11 以降一年間	H14.11 以降一年間		H18.11 以降一年間	H19.11 以降一年間	H20.11 以降一年間	H21.11 以降一年間	H22.11 以降一年間	H23.11 以降一年間	H24.11 以降一年間	H25.11 以降一年間	H26.11 以降一年間	H27.11 ～H28.12.31	H29.11 ～H30.12.31	H30.11 ～R1.12.31	H31.11 ～R2.12.31	
還付加算金	国税通則法58条第1項	7.3	4.5	4.1	～	4.1	4.4	4.7	4.5	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6
利子税 ※②	所得税法31条3項 相続税法53条1項 法人税法75条7項等	7.3	4.5	4.1	～	4.1	4.4	4.7	4.5	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6
延滞税	国税通則法60条第2項	7.3	4.5	4.1	～	4.1	4.4	4.7	4.5	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	2.9	2.8	2.7	2.6	2.6
		14.6	14.6	14.6	～	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	9.2	9.1	9.0	8.9	8.9

※① 基準割引率等について
平成12年～平成25年は日本銀行が定める基準割引率、平成26年以降は財務大臣が告示する割合となる。

※② 利子税について
相続税・贈与税の延納利子税、相続税・贈与税の納税滞りに係る利子税は、延納利子税等特例割合表による。

令和2年〇月〇日

ダイレクト納付ご利用のお勧め

国税の申告と納付につきましては、日頃からご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。この文書は、「国税ダイレクト方式電子納税届出書」を提出していて、納税にダイレクト納付をご利用されていない方にお送りしております。

ダイレクト納付とは、e-Taxを利用した簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により納税することができる便利な納付手段です。

ダイレクト納付をご利用になると、自宅のパソコン等から即時又は指定した期日に納税ができるほか、複数の預貯金口座を登録しておけば、納税する国税の種類などによって、振替する預貯金口座を選択することもできます。

特に、源泉所得税を毎月納税している方にとっては、自宅や事務所に居ながらにして納税できる便利な納付手段であるため、毎年、利用者が増加している状況です。

また、昨年10月から複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができる「地方税共通納税システム」が導入され、地方税においてもダイレクト納付ができるようになりました。これにより国税・地方税ともに、納税については金融機関等の窓口に出向くことなく済ませることが可能となりました。

税務署といたしましては、更に多くの皆様にこの簡単で便利なダイレクト納付を利用していただけるよう、ご案内しているところです。

同封のリーフレット「ダイレクト納付をご利用ください」をご確認の上、この機会に、ダイレクト納付を是非ご利用いただきますようお願いいたします。

なお、国税のダイレクト納付は、税理士が納税者に代わって納付手続（操作代行）を行うこともできますので、関与されている税理士にご相談いただきますことをお勧めいたします。

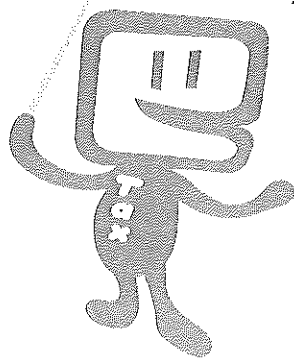
◇ ご不明な点がありましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

連絡先： 熊谷税務署 管理運営第3部門
電 話： 048-521-7829（ダイヤルイン）

※ この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は税務署長です。

国税の納付は、**簡単・便利な**

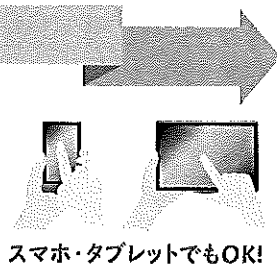
税務署



ダイレクト納付 をご利用ください

ダイレクト納付とは

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



スマホ・タブレットでもOK!

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約が不要です!
- 利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続きが行えます!
- ⇒ 電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!
- ⇒ 源泉所得税を毎月納付している方に便利です
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます!
- (P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)

地方税より
新に納付
方法のご案内

- 2019年10月から『地方税共通納税システム』が開始しました。**NEW**
- 個人住民税(特別徴収分)も電子納付をすることができます。
- 詳しくはeLTAXホームページ(www.eltax.jp)をご覧ください。
- ※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ別々に必要となります。
- なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

注目

これまでダイレクト納付の利用ができなかった
地方税でもダイレクト納付が可能になりました。
国税・地方税ともに、これからは納税のために金融機関等の窓口に出向かなくても大丈夫!
今こそダイレクト納付の利用を開始する時期です。

手続マニュアルはこちら

国税庁ホームページから「手続マニュアル」がダウンロードできます。

まずは
使ってみよう!

マニュアル
で操作画面
を確認

国税庁ホームページにアクセスし、「税の情報・手続・用紙」から「納税・納税証明書手続」を選択、さらに「国税の納付手続(納期限、振替日、納付方法)」の中から「ダイレクト納付」を選択し、画面を下にスクロールさせて、「その他」の「ダイレクト納付手続マニュアル」をクリックしてください。

このリーフレットは、「国税ダイレクト方式電子納税届出書」を提出済で、すでに国税のダイレクト納付が利用可能な状態の方にお渡ししておりますので、「手続マニュアル」の「利用開始手続」は必要ありません。

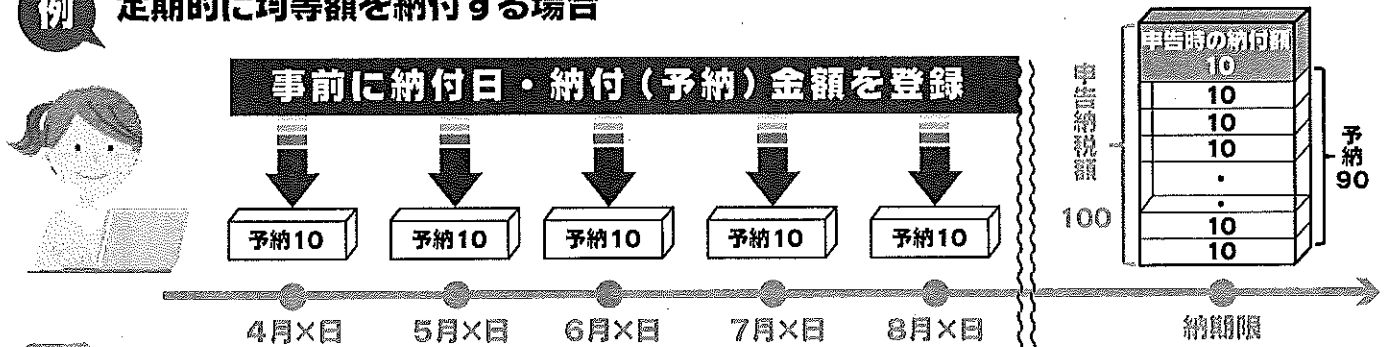
ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

例 定期的に均等額を納付する場合



その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）。

（注）電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。



インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。



モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。



ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」でご確認ください。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。詳しくは e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

利用可能時間

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

納税も
キャッシュレス

令和元年9月

税務署長

令和元年分 関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿

税 理 士 氏 名	
住 所	
氏 名 (名称)	
電 話	

No.	住 所 (市区町村名)	氏 名	提 出 書 類										
			所得稅 申告書	青 色 申 告 決算書	収 支 内訳書	譲渡所得 関係書類	贈与稅 申告書	消費稅 申告書	税理士法 第30条の 書面	税理士法 第33条の 2の書面	預貯金 口座振替 依頼書	e-Tax 添付書類 所得稅 贈与稅	その他
5													
10													
15													
20													

- (注) 1 当名簿は、2部（提出用及び控用）作成し、確定申告書等の提出書類とともに提出してください。
- 2 「提出書類」欄は、該当する箇所に○印を付してください。
- 3 該当する書類の欄がない場合は、「その他」欄に書類名を記載してください。

パソコン スマホ から 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

👍 税務署に行く手間がかかりません！

確定申告



👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告書等作成コーナーの
利用率

2人に1人以上が利用

確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想

96%の方が役立つ

と回答

STEP

2

申告書を作成

👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

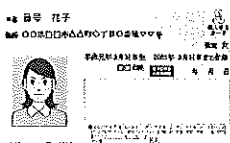
3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

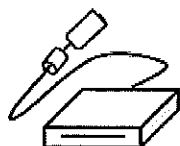
① マイナンバーカード



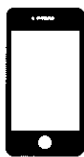
取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



一部の端末のみ

(注) マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、裏面をご参照ください。

IDとパスワードで送信

重要書類

重 要 書 類

ID・PW
が目印

ID・パスワード方式の届出完了通知

ID・PW

(見本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード↓

本人確認番号 (※15桁・15桁)	1111	1111	1111	1111
IDパスワード (※16桁・16桁)	a12345678			

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

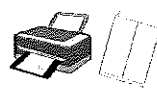
・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。



スマホ×確定申告 ～ネクストステージ～

進化するスマート申告！

スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。



申告書の作成
はこちらから！

国税庁 確定申告書等作成コーナー

この画面では「所得税の確定申告書」が作成できます。
消費税や贈与税の申告書、収支内訳書や青色決算書を作成される方はパソコンをご利用ください。

お知らせ

作成の流れは
こちら

作成開始

開発中の画面ですので、実際の画面と異なる場合があります。



対象端末の一覧
はこちら！



e-Taxで手続き完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」（裏面参照）に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

（注）・タブレット端末からもご利用いただけます。

・e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

操作が分からない場合は「よくある質問」へ

確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。

よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、電話でお問い合わせすることができます。

※ お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

（注）国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。

また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、最寄りの税務署へお問い合せください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。



スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。

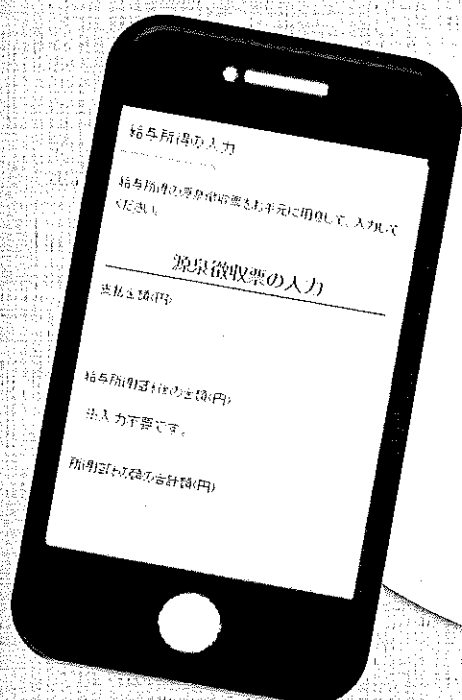
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。 マイナンバーカード 取得方法

令和元年分の

確定申告は…

スマホで ラクラク確定申告

スマホ申告が進化します！ますますカンタン・便利に！！



① キな時に！
② たずに申告
③ ホラ！簡単！

2か所以上の給与や
公的年金などにも対応！

カンタン・便利な3つのポイント！

- ① スマホで見やすい専用画面
- ② 画面の案内に従いラクラク操作
- ③ 作成した申告書はe-Taxで提出※完了

※ e-Tax以外にもご自宅やコンビニのプリンタで
印刷し、郵送等で提出することもできます！

申告書の作成
はこちらから！



ご利用いただける方や、操作方法・申告書の提出方法などは裏面をご覧ください

スマホをお持ちでない方などは…

ご自宅等のパソコンから、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください！！

確定申告

検索

スマホ申告とは

スマートフォン（タブレット含む）に最適化したデザインの「スマホ専用画面」を利用して、所得税の確定申告書を作成し、税務署へ提出できる大変便利な申告方法です。

① スマホ専用画面をご利用いただける方

スマホで見やすい専用画面！

令和元年分確定申告から（令和2年1月から）は、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が大幅に広がります！

専用画面の利用対象となる方

給与所得や公的年金などの雑所得、一時所得の申告をする方が専用画面の対象になります。
また、医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）をはじめ全ての所得控除（配偶者控除や扶養控除など）に対応するなど、たくさんの方の申告が、ますますカンタン・便利になります！

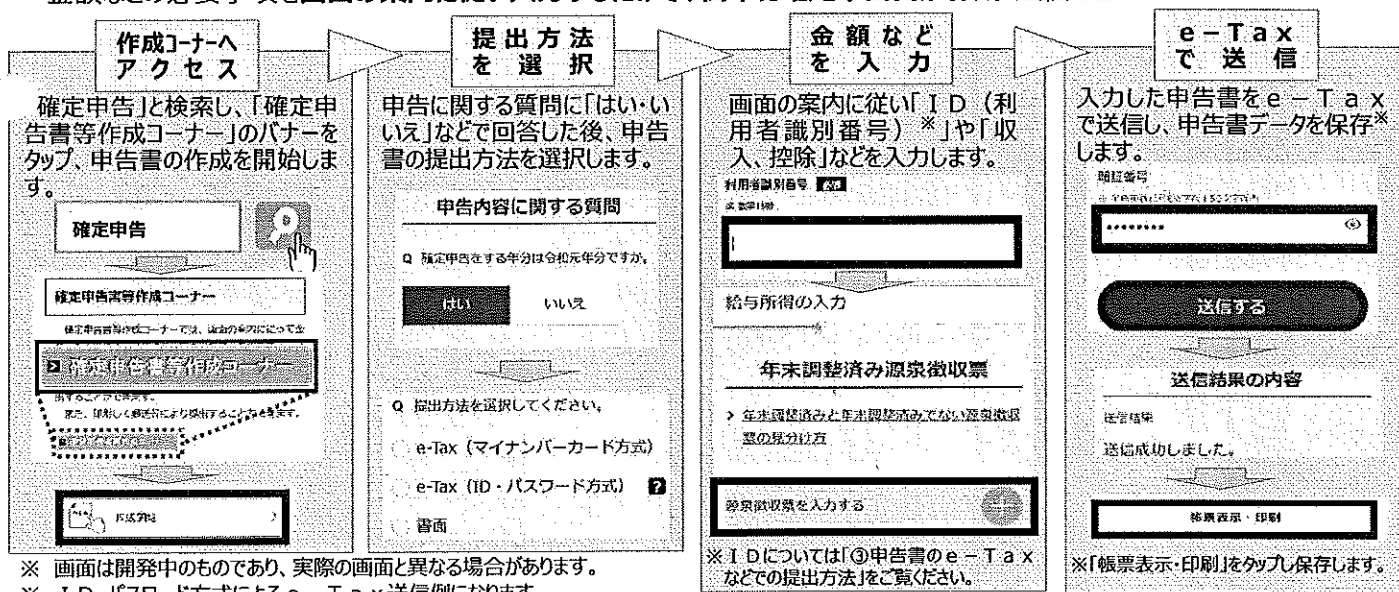
利用対象以外の方でも

専用画面の利用対象以外の方も、パソコン画面（Web画面）によりスマホで申告することができます！

② スマホ専用画面の操作方法（申告書の作成方法）

画面の案内に従いラクラク操作！

金額などの必要事項を画面の案内に従い入力するだけで、簡単に確定申告書が作成・送信できます！



③ 申告書のe-Taxなどでの提出方法

e-Taxで提出完了！

e-Taxで送信・提出【推奨】

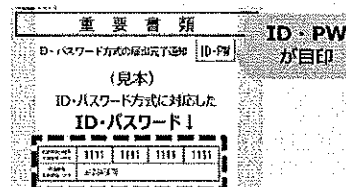
ID・パスワード方式で送信！！

スマホで作成した申告書は、①ID（利用者識別番号）と②パスワード（暗証番号）を入力し、e-Taxで送信することで税務署への提出が完了します！

～IDとパスワードは～

税務署の窓口で職員と対面による本人確認を行った後に発行しております。
発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お気軽にお近くの税務署にお越しください。

※ 発行手続は5分程度かかります。



マイナンバーカード方式で送信！！

令和元年分確定申告から（令和2年1月から）は、マイナンバーカードと対応スマホをお持ちの方は、スマホでカードを読み込み、カード取得時に設定した暗証番号を入力することで、e-Tax送信ができるようになります！

郵送等で提出

e-Tax以外でも、スマホで作成した申告書（保存した申告書データ）をご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）で印刷し、税務署に出向くことなく郵送等で提出することもできます！



シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要

新分野の経済活動・取引|例

(主な特徴・傾向)

- ①広域的・国際的取引が容易
- ②足が遠い
- ③取引の実態が分かりにくい
- ④申告手続等に馴染みのない方の参入が容易



デジタルコンテンツ



ネット通販・ネットオケーション



暗号資産 (仮想通貨)



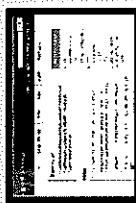
ネット広告 (アフィリエイト等)



シェアリングビジネス・サービス

適正申告のための環境作り

国税庁ホームページを通じた情報発信



(掲載内容の例)

- ・確定申告等の税務手続
- ・取引に関する課税上の取扱い

納税者利便の向上



(2019年開始の取組例)

- ・スマートフォン専用画面で申告書作成
- ・QRコードを利用したコンビニ納付

仲介事業者・業界団体を通じた適正申告の呼びかけ



(取組例)

- ・業界団体から会員各社 (仲介事業者) へ呼びかけ
- ・仲介事業者から利用者へ呼びかけ

情報収集・分析の充実

プロジェクトチームの設置



- ・全国税局・事務所に設置
- ・関係部署の職員で構成

公開情報から効率的に収集 (インターネット等)

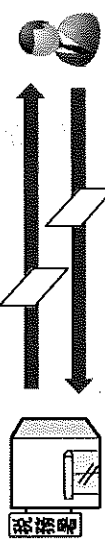
- 法的枠組みも利用して非公開の有用情報を収集 (法定調査、情報照会手続等)

自発的な適正申告の履行を呼びかける必要のある納税者

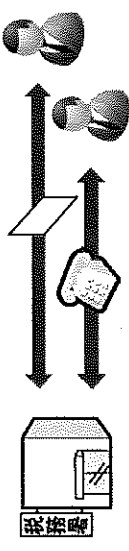
大口・悪質な申告漏れ等が見込まれる納税者

行政指導の実施

取引の有無・内容を確認 (お尋ね)



自主的な申告内容の見直し・申告の必要性の確認を要請 (見直し・確認)



※効果的・効率的な実施のため担当部署の設置も検討

厳正な調査の実施

プラットフォーム等からの証拠収集・事実認定



反面調査 外国当局への情報提供要請



(例) デジタル・フォレンジックの活用

【令和元年 12 月 6 日更新】

令和元年 11 月

国 税 庁

「令和元年台風第 19 号」により被災された納税者の
相続税及び贈与税に係る申告・納付等の期限の延長について

この度の「令和元年台風第 19 号」により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
今回の台風により被害を受けた場合には、相続税及び贈与税の申告・納付等の期限について、次のよう
な税制上の措置がありますので、ご確認ください。

1 指定地域内に納税地を有する方

指定地域内に納税地（相続税の場合、被相続人の住所地が納税地になります。）を有する方について
は、令和元年国税庁告示第 13 号により、令和元年 10 月 12 日以降に到来する申告・納付等の期限が、
別途国税庁告示により定める日まで延長されます。

※ 1 相続税の場合、平成 30 年 12 月 12 日以降に相続等により財産を取得した方が対象になります。

2 贈与税の場合、平成 31 年 1 月 1 日以降に贈与により財産を取得した方が対象になります。

《指定地域》

都道府県名	指定地域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川 又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野 町、田谷町、ちとせ 1 丁目から 2 丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、 元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西 1 丁目から 2 丁目まで、葛生東 1 丁目から 2 丁目まで、小中町、下羽田町、大町、 田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場 1 丁目から 3 丁目まで、金箱、上駒沢、小島、 三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井 杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、 篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、 下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、

長野県	豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉1丁目、上山田温泉3丁目、杭瀬下、杭瀬下1丁目から6丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮
-----	--

(注) 指定地域以外に納税地を有する方であっても、今回の台風により被災された方については、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

2 特定土地等又は特定株式等を相続又は贈与により取得した方

「令和元年台風第19号」が特定非常災害^(注1)に指定されたことに伴い、特定非常災害発生日（令和元年10月10日）前に相続等により財産を取得した方又は贈与により財産を取得した方で、特定非常災害発生日において所有していた特定土地等^(注2)又は特定株式等^(注3)について、租税特別措置法第69条の6《特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例》又は同法第69条の7《特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例》を適用することができる場合、同法第69条の8《相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例》の規定により、相続税又は贈与税の申告期限が国税通則法第11条の規定に基づく延長された申告期限（国税庁告示によって定められます。）と特定非常災害発生日の翌日から10か月を経過する日（令和2年8月11日）とのいずれか遅い日まで延長されます。

なお、相続税については、相続人等のうちに同法第69条の6の規定の適用を受けることができる者がいる場合、その相続人等の全員の申告書の提出期限が延長されます。

※1 相続税の場合、平成30年12月10日から令和元年10月9日までの間に相続等により財産を取得した方が対象になります。

2 贈与税の場合、平成31年1月1日から令和元年10月9日までの間に贈与により財産を取得した方が対象になります。

(注) 1 「特定非常災害」とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被災者の行政上の権利利益に係る満了日の延長等の措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合に指定されたものをいいます（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項）。

なお、「令和元年台風第19号」による災害については、特定非常災害発生日を令和元年10月10日として、特定非常災害に指定されています（令和元年政令第129号）。

2 「特定土地等」とは、特定地域^(注4)内にある土地等をいいます。

3 「特定株式等」とは、株式等（金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。）のうち、その取得の時に、特定地域内にあった動産等（動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。）の価額の合計額が保有資産の合

計額の 10 分の 3 以上である法人の株式等をいいます。

- 4 「特定地域」とは、特定非常災害により被災者生活再建支援法第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける地域をいいます。「令和元年台風第 19 号」による災害に係る特定地域は、令和元年 11 月 21 日現在で次のとおりです。

《特定地域》

都道府県名	特定地域	都道府県名	特定地域
岩手県	山田町、宮古市、釜石市、久慈市	千葉県	県内全域
宮城県	県内全域	東京都	あきる野市、日の出町、檜原村、大田区、八王子市
福島県	県内全域	神奈川県	川崎市、相模原市
茨城県	県内全域	新潟県	阿賀町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須烏山市、茂木町	山梨県	上野原市
群馬県	富岡市、嬬恋村	長野県	県内全域
埼玉県	県内全域	静岡県	伊豆市、伊豆の国市、函南町

令和元年台風第19号により被害を受けられた方へ
(相続税・贈与税に係る財産評価の概要)

令和元年台風第19号により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
「令和元年台風第19号による災害」(特定非常災害)により被害を受けた財産の相続税及び贈与税における評価方法等の概要は、次のとおりとなります。

I 特定非常災害発生日前(令和元年10月9日以前)に取得した財産の評価

1 土地等及び株式等【租税特別措置法に基づく特例評価】

	特例評価の適用要件		評価額
	取得時期	対象となる財産	
土地等	① 平成30年12月10日から令和元年10月9日までの間に相続等(相続又は遺贈)により取得したもの ② 平成31年1月1日から令和元年10月9日までの間に贈与により取得したもの	令和元年10月10日(特定非常災害発生日)において所有していた土地等のうち、特定地域 ^(注1) 内にある土地等【特定土地等】	特定非常災害の発生直後の価額(土地等の価額は、令和元年分の路線価等に「調整率」 ^(注4) を乗じて計算します。)によることができます。
株式等		令和元年10月10日において所有していた株式等 ^(注2) のうち、その取得の時に、特定地域内にあった動産等 ^(注3) の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等【特定株式等】	

(注)1 「特定地域」とは、特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域(同項の規定の適用がない場合には、その特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域)をいい、令和元年11月21日現在で、次の地域が該当します。

都県名	特定地域	都県名	特定地域	都県名	特定地域
岩手県	宮古市、釜石市、山田町、久慈市	群馬県	富岡市、嬬恋村	神奈川県	川崎市、相模原市
宮城県	県内全域	埼玉県	県内全域	新潟県	阿賀町
福島県	県内全域	千葉県	県内全域	山梨県	上野原市
茨城県	県内全域	東京都	大田区、八王子市、あきる野市、日の出町、檜原村	長野県	県内全域
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須烏山市、茂木町			静岡県	伊豆市、伊豆の国市、函南町

- 2 金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。
3 この場合の「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。
4 「調整率」については、後日、国税庁ホームページでの公開を予定しており、公開予定日が決まり次第お知らせします。

2 家屋

特定非常災害発生日前に相続等又は贈与により取得した家屋の価額は、固定資産税評価額に基づいて評価します。

(注) 平成30年中に取得した家屋は平成30年度の固定資産税評価額を用い、令和元年(平成31年)中に取得した家屋は令和元年度の固定資産税評価額を用います。

3 参考(災害減免措置)

上記1の特例評価のほか、相続等又は贈与により取得した財産に被害を受けた方で、一定の要件に該当する場合には、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」により相続税又は贈与税が減免されます(詳しくは、「相続税又は贈与税の災害減免措置について」をご覧ください。)

II 特定非常災害発生日以後(令和元年10月10日以後)に取得した財産の評価

1 土地等

令和元年10月10日から令和元年12月31日までの間に相続等又は贈与により取得した土地等

のうち、特定地域内にあるものについては、「特定非常災害の発生直後の価額」（令和元年分の路線価等に「調整率」を乗じて計算した価額を基に評価した価額）に準じて評価することができます。

また、課税時期の現況において、特定非常災害により土地等が物理的な被害を受け、原状回復していない場合には、原状回復費用相当額^(注)を控除した価額により評価することができます。

(注) 原状回復費用相当額については、例えば、①原状回復費用の見積額の80%に相当する金額、又は②市街地農地等を宅地に転用する場合において通常必要とされる宅地造成費相当額から算定した金額とする方法が考えられます。

2 家屋

令和元年10月10日から令和元年12月31日までの間に相続等又は贈与により被災した家屋を取得した場合の評価方法は、次のとおりです。

(1) 被災した家屋の評価方法

取得した家屋について、被災後の現況に応じた固定資産税評価額が付されていない場合には、次の算式により評価することができます。

$$\left(\text{令和元年度の固定資産税評価額} \times 1.0 \text{ 倍} \right) - \left(\text{令和元年度の固定資産税評価額} \times \text{市町村の条例等に基づく被災した家屋に係る固定資産税の軽減又は免除の割合} \right)$$

(2) 被災した家屋について、修理、改良等を行っている場合の評価方法

上記(1)の家屋について、特定非常災害の発生直後から課税時期までの間に修理、改良等を行っている場合には、次の算式により評価することができます。

$$\left(\text{上記(1)により計算した金額} \right) + \left(\text{特定非常災害の発生直後から課税時期までの間に投下したその修理、改良等に係る費用} \times 70\% \right)$$

3 株式等

令和元年10月10日において特定地域内にあった動産等^(注1)の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等^(注2)を、令和元年10月10日以後同日を含むその法人の事業年度の末日までの間に相続等又は贈与により取得した場合において、その株式等を類似業種比準方式又は配当還元方式により評価するときは、上記Ⅰ1の「特定非常災害発生日前に取得した特定株式等」に準じて計算することができます。

(注) 1 この場合の「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。

2 金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。

Ⅲ 申告期限の延長について

相続等により財産を取得した相続人等又は贈与により財産を取得した方が、上記Ⅰ1の特例の適用を受けることができる場合の相続税又は贈与税の申告期限は、次のとおりとなります。

なお、相続税について、相続人等のうちに、上記Ⅰ1の特例の適用を受けることができる方がいる場合には、その相続人等の全員の申告期限が次の期限まで延長されます。

税目	財産の取得時期（相続開始の日又は贈与の日）	申告期限
相続税	平成30年12月10日～令和元年10月9日	令和2年8月11日 ^(注)
贈与税	平成31年1月1日～令和元年10月9日	令和2年8月11日 ^(注)

(注) 国税通則法第11条の規定に基づき申告期限が延長された方は、令和2年8月11日とその延長された期限のいずれか遅い日が申告期限となります。

- このパンフレットは、令和元年11月21日現在の法令等に基づいて作成しています。
- ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

令和元年11月

(令和元年12月改訂)



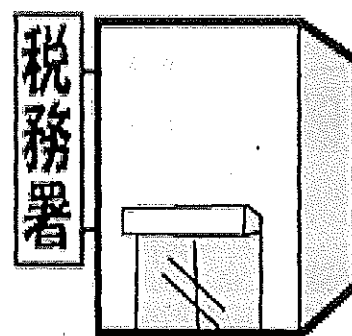
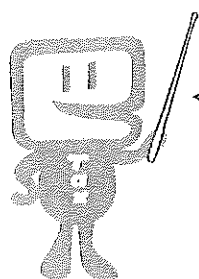
国税局・税務署

贈与税の申告も e-Tax^{イー・タックス}で代理送信!!

贈与税の申告につきましても、e-Taxの利用が可能となっています。

税理士の皆さんが、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」で贈与税の申告書を作成し、そのまま代理送信で提出することもできます。

また、添付書類のイメージデータによる提出が可能となっていますので、是非、ご利用ください。



確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点等は、同コーナーの「よくある質問」をご確認いただくほか、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」^{e-タックス} (Tel. 0570-01-5901) へお問合せください。

ヘルプデスクの受付時間、利用開始の手続、利用可能期間、パソコンの推奨環境、よくある質問 (Q&A) 等、e-Tax に関する最新情報は、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

代理送信までの流れ（確定申告書等作成コーナーを利用した場合）**STEP 1 初期登録等**

代理送信を行うためには、税理士の皆さんが自身の開始届出書を提出して、「税務代理によるご利用が可能となった旨の通知」を受信し、初期登録（電子証明書の登録等）を行っていただく必要があります。

STEP 2 関与先納税者の開始届出書の提出

税理士の皆さんが関与先納税者の申告書をe-Taxにより代理送信するためには、関与先納税者の開始届出書を所轄税務署に提出する必要があります。

税理士の皆さんは、e-Taxソフト等を利用して関与先納税者の開始届出書を代理で提出することができますので、是非ご利用ください。

もちろん、関与先納税者がオンラインや書面で提出することもできます。

※ 関与先納税者が利用者識別番号を取得している場合には、関与先納税者の利用者識別番号を確認し、STEP 4に進んでください。

STEP 3 利用者識別番号と暗証番号の通知

- 1 税理士の皆さんが開始届出書を代理で提出した場合は、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、税理士及び関与先納税者双方のメッセージボックスに格納されます。
- 2 関与先納税者が開始届出書をオンラインにより提出した場合には、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、関与先納税者のメッセージボックスに格納されます。
- 3 関与先納税者が開始届出書を書面で提出した場合には、後日、郵送により利用者識別番号等が記載された通知書が送付されます（送付までに、最短で1週間程度要します。）。

STEP 4 申告書の作成

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で、贈与税の申告書を簡単かつ正確に作成することができます。

しかも、相続時精算課税などの特例を適用する場合にも、チェック形式になっているため、特例適用要件の確認が簡単です。

STEP 5 代理送信による提出

税理士の皆さんが代理送信する場合には、税理士の皆さんの電子証明書を添付することで、送信が可能となります。関与先納税者の電子証明書は必要ありません。

なお、税理士の皆さんが代理送信した場合、税理士及び関与先納税者双方のメッセージボックスに受信通知が格納されますので、関与先納税者においても受信結果の確認ができます。

STEP 6 添付書類の提出

相続時精算課税や住宅取得等資金の非課税などの適用を受ける申告については、戸籍謄本や登記事項証明書等の必要書類をイメージデータ（PDF形式）で提出できます。

なお、従来どおり、添付書類を書面で提出する場合には、「令和元年分の贈与税の申告書等送信票（兼送付書）」も併せて提出願います。

税務手続のデジタル化（法人の皆様向け）

【取組例⑤】企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化

○ 法人設立オンライン・ワンストップ

これまで縦割り・バラバラだった手続をマイナポータルを活用してワンストップ化を実現。

- ー 令和元年度中：設立後の手続についてワンストップサービスを開始。
- ー 令和2年度中：設立時の手続（定款認証・設立登記）も含めたワンストップサービスを開始。

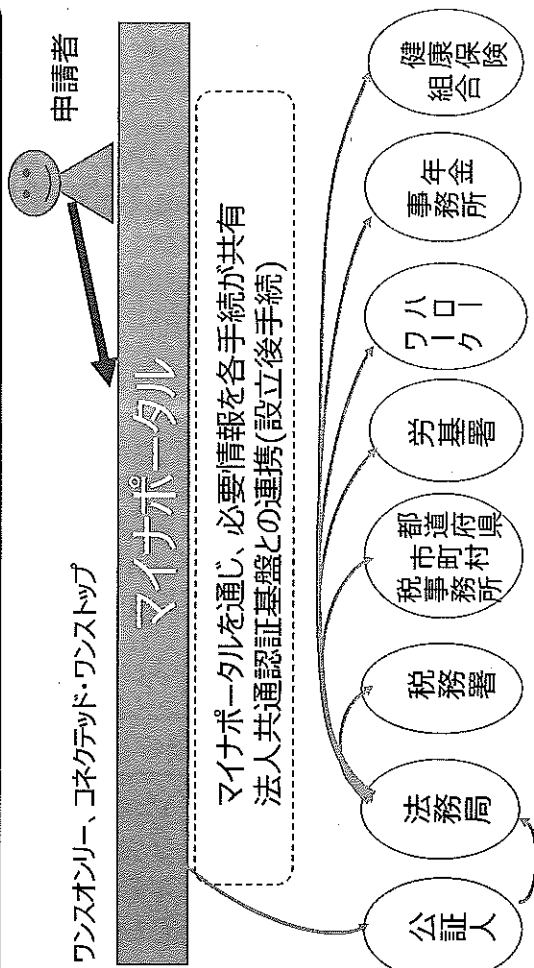
○ 企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ

従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う社会保険・税手続等について、令和2年11月頃から順次、マイナポータルのAPI※を活用したオンライン・ワンストップ化を開始する。

※API（Application Programming Interface）：プログラムの機能を他のプログラムでも利用できるようにするための規約。

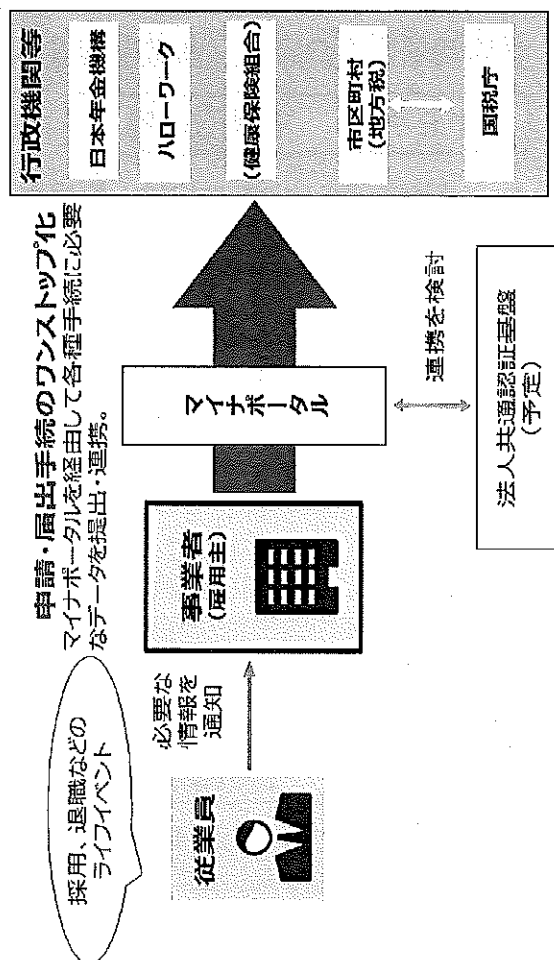
法人設立オンライン・ワンストップ

＜今後目指すサービス＞



内閣府大臣官房番号制度担当室（一部抜粋）

企業が行う従業員のライフイベントに伴う 社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ ＜今後目指す令和2年度実現イメージ＞



内閣官房IT総合戦略室作成資料（一部抜粋）

個人事業税に関する照会文書の送付について

1 令和元年分不動産の賃貸状況について

不動産貸付収入のある方に対しては、個人事業税額を計算する上で、貸付物件の種類及び件数を把握する必要があります。そこで、「令和元年分賃貸状況明細書」を御提出いただくために照会文書を送付します。

送付件数 4 9 7 件

※様式は裏面をご覧ください。

2 令和元年分医師及び歯科医師等の社会保険診療等に係る収入金額等について

医師、歯科医師、柔道整復師等の個人事業税の算出にあたっては、社会保険診療から生じる非課税所得の金額や、社会保険診療に従事した専従者の控除額の計算が必要となります。そこで、「令和元年分社会保険診療等に係る収入金額の明細書」を御提出いただくために照会文書を送付します。

送付件数 2 8 2 件

※様式は裏面をご覧ください。

3 照会の根拠規定

地方税法第 7 2 条の 5 5 第 4 項及び埼玉県税条例第 3 1 条の 1 0 第 3 項

4 回答期限等

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 照会文書発送日 | 令和 2 年 2 月 3 日 (月) |
| (2) 回 答 期 限 | 令和 2 年 3 月 3 1 日 (火) |

5 問合せ先

埼玉県熊谷県税事務所 課税第二担当 (個人事業税担当)
電話 : 0 4 8 - 5 2 3 - 0 4 7 5

(1) 令和元年分貸貸状況明細書

(2) 令和元年分社会保険診療等に係る収入金額の明細書

※ 税務署に「青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》」又は「収支内訳書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》」をご提出いただいた場合は、回答不要です。